令和８年度

流山市立おおたかの森小学校
いじめ防止基本方針

流山市立おおたかの森小学校

第１章　いじめの定義といじめ防止等のための対策の基本的な方針……１
（１）　いじめの定義
（２）　いじめ防止等の基本的な方針
（３）　いじめ防止等の教育基本方針
（４）　いじめの基本認識（教職員）
（５）　いじめの基本認識（児童）
第２章　いじめ防止等の対策組織……２
（１）　学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置について
（２）　いじめ防止等の対策組織の役割
（３）　いじめ防止等の対策組織の構成
（４）　会議の開催
第３章　いじめ防止等の対策……４
ア．未然防止
①　安心・安全な居場所づくり
②　児童理解に基づく支援
③　未然防止教育の推進
④　組織的支援体制づくり
イ．早期発見
①　風通しのよい職場の雰囲気の醸成
②　定期的な生活アンケートの実施
③　教育相談の実施
④　心の天気等を利用した児童の実態把握及び関係づくり
⑤　休み時間や給食指導、放課後等のこどもの観察
⑥　保護者のへの啓発活動
⑦　相談窓口の周知
ウ．早期対応
①　初期対応
②　いじめに対する措置
エ．情報端末によるいじめの防止
①　学年の実態に応じた情報モラル（メディアリテラシー）指導
②　家庭との連携
③　外部機関との連携
第４章　重大事態への対処……７
（１）　重大事態の定義
（２）　重大事態への対処
第５章　公表、点検、評価等……７
（１）　公表
（２）　点検
（３）　評価

流山市立おおたかの森小学校　いじめ防止基本方針

流山市立おおたかの森小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び「流山市いじめ防止対策推進条例」、「流山市いじめ防止基本方針」に基づいてここに定める。

第１章　いじめの定義といじめ防止等のための対策の基本的な方針

（１）いじめの定義

> **「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。**
>
> **いじめ防止対策推進法第２条第１項**

（２）いじめ防止等の基本的な方針

いじめは人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼすものであり決して許されないものである。また、いじめはどこにでも起こりうるものである。これらのことを強く認識しなければならない。

こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識のもと、こどもが心身ともに健やかに育成させるように努める。また大人の思い込みでこどもの心情を勝手に受け止めることがないように努める。

本校は、ここに児童と教職員、保護者が「いじめをしない、させない、許さない」を宣言する。

この方針に基づいて具体的な方策として、下記のことに取り組んでいく。

（３）いじめ防止等の教育基本方針

- ○　低学年においては、自分や友達の良さを認められる学習活動を通してやさしいこを育てることで、いじめ発生の未然防止に努める。
- ○　中学年においては、友達との問題解決の仕方を学ぶ学習を通し、ギャングエイジという発達段階から活動や行動範囲が広がることによる問題発生時の解決やいじめ発生の未然防止に努める。
- ○　高学年においては、友達との問題解決の仕方を学ぶ学習や情報モラル教育を通し、問題発生時の解決やネット上におけるものを含めたいじめの発生の未然防止に努める。

○　４月を「いじめ防止啓発強化月間」とし、「児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組」「児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組」を推進し、教育相談体制の充実を図り、保護者への啓発活動を行うなど様々な取組を実施していく。

（４）いじめの基本認識（教職員）

○　「いじめは人権侵害であり、人間として絶対許されない」という強い認識を持つ。
○　いじめはどの学校にも、どの児童にも起こりうるものである。
○　いじめはいじめられる側にも原因があるという認識を捨て、いじめられているこどもの立場に立った親身な指導をする。
○　いじめ防止対策推進法を遵守していじめ問題への対応に当たり、保護者等への説明では、正確な情報をもとに丁寧な説明を行う。
○　いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であることを理解する。
○　教師自らの言動に細心の注意を払いながら、様々な教育活動を通し、「いじめは絶対に許さない」との雰囲気を醸成する。
○　いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、連携を図り一体となって問題の解決に向けて取り組む。

（５）いじめの基本認識（児童）

○　全ての児童は、いじめを行ってはならない。
○　全ての児童は、いじめを認識しながらそれを放置してはいけない。
○　全ての児童は、いじめが心身に及ぼす影響やその他いじめの問題に関する理解を深めていかなくてはならない。

※これらのことに関して、教職員で日頃から継続して指導し、児童にも認知させるものである。

第２章　いじめ防止等の対策組織

（１）学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置について

いじめ問題の取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するために「いじめ等防止対策委員会（職員会議）」の組織を設置し、そのチームを中心として教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、必要に応じて教育委員会の人材の派遣を要請する。

（２）いじめ防止等の対策組織の役割

- ○　学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・熟考・検証・修正の中核としての役割
- ○　いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ○　いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ○　いじめに対する組織的対応の中核としての役割

（３）いじめ防止等の対策組織の構成

	日常的な協議	事案対応のため 臨時に招集する場合
学校長	○	○
教頭	○	○
生徒指導主任	○	○
教務主任	○	○
学年主任	○	△（当該）
各学年生徒指導担当	○	△（当該）
教育相談担当	○	△
スクールカウンセラー	△	△
養護教諭	○	○
担任	○	○
関係学年職員	○	○

（４）会議の開催

- ○　毎月行われるいじめ等防止対策委員会（職員会議）と生徒指導部会においていじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の共有化を図る。
- ○　いじめによる欠席の疑いがある事案が発生した場合はすみやかに集合し、緊急会議を実施する。
- ○　必要に応じて、日常的な協議に校長、スクールカウンセラーも構成員として参加する。
- ○　いじめを受けた児童への継続的な支援や対応の事後的な検証のため、会議を開いた際に必ず議事録を作成する。

第３章　いじめ防止等の対策

ア．未然防止

いじめ問題において「いじめが起こらない学級・学校づくり」など、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめは、どの学級や学校にも起こりうる」という認識を全ての教職員が持ち、「いじめを生まない雰囲気作り」に取り組む必要がある。

① 安心・安全な居場所づくり

・生活規律や学習規律の確立

・あいさつ運動や地域とのふれあい活動を通じた温かい関係づくり

・様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気の醸成、多様性を認め合える環境づくり

・自己決定の場を与えたり自己存在感を育んだりする授業の展開

② 児童理解に基づく支援

・「心の天気」や「WEBQU」、日常的な児童観察を基にして、寄り添った声かけを行う

・ＳＣ、ＳＳＷ、養護教諭との連携による児童の情報の共有

③ 未然防止教育の推進

・道徳教育、人権教育、命を大切にする教育の充実

・ＳＮＳ、ゲーム、ネットリテラシー等の情報モラル教育の実施

・多様な体験活動の実施

④ 組織的支援体制づくり

・学年会、生徒指導部会、職員会議での組織的情報共有の強化

・いじめをしない、させない、放置しない指導の徹底

・いじめ事例研修の実施

イ．早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認識することが必要である。

① 風通しのよい職場の雰囲気の醸成

② 定期的な生活アンケートの実施

（児童が回答した生活アンケートは翌年度の４月１日から起算して５年間保存しておく。）アンケートは児童が書いたものをそのまま残し、書き込みが必要な場合は、写しに記入する。また、アンケートを実施した児童がわかる名簿を添付する。

③ アンケートに基づく児童への面談の実施

④ 教育相談の実施（毎月教育相談日の設定・夏季休業中の個別面談）

⑤ 心の天気等を利用した児童の実態把握及び関係作り

⑥ 休み時間や給食指導等の機会にこどもの様子を観察

⑦ 保護者から学校に相談しやすいよう啓発活動を行う

⑧ 相談窓口の周知

おおたかの森小学校	☎０４－７１５９－７００１
流山市小中学生専用なやみホットライン	☎０４－７１５０－８０５５
２４時間子どもＳＯＳダイヤル	☎０１２０－０－７８３１０
子どもと親のサポートセンター	☎０１２０－４１５－４４６
子どもの人権１１０番	☎０１２０－００７－１１０
千葉県警察ヤングテレホン	☎０１２０－７８３－４９７

ウ．早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

① 初期対応

いじめの情報を得た教員は、後記〈いじめ情報を得た場合の対応〉に沿って速やかに報告を行う。なお、いじめによる欠席の情報が得られた場合など特に急を要する場合は、後記〈緊急対応〉に沿って直ちに校長まで報告を上げ、対応策を協議し、対応にあたる。なお報告する内容については、「いつ、誰が、どこで、何を、どのように、誰に報告したか、その後どうなったか」を基本とする。

② いじめに対する措置

・いじめの情報をつかんだ場合、以下の対応を組織で分担して行う。

・すみやかに事実の有無を加害者や被害者、周辺の児童へ個別に確認し、被害者と加害者双方の保護者に当日中に連絡を行う。

・いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とそ

の保護者への報告助言を継続的に行う。

・いじめを行った児童といじめを受けた児童の関係だけでなく、観衆や傍観者の存在にも注意を向け、必要に応じて指導を行う。

・いじめを受けた児童・保護者と相談し、安心して教育が受けられる環境をつくる。場合によっては、加害者・被害者児童において一定期間、集団での学習形態ではなく、別室での個別学習等の特別な措置をとる。

・いじめを行った児童の抱えている問題など、背景にある事情にも目を向け、心理的な孤立感や疎外感を与えないようにする。場合によっては、専門家によるカウンセリングや、特別の指導計画による指導を行う。

・いじめの関係者間の争いを生じさせないよう、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための必要な管理措置を講ずる。

・犯罪行為として扱われるべきものと認める場合は、すみやかに教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

エ．情報端末によるいじめの防止

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、トラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。

① 学年の実態に応じた情報モラル（メディアリテラシー）指導

・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。

・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。

・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。

・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、犯罪につながる可能性があること。

・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

② 具体的な対応方法を保護者にも助言し、協力を仰ぐ

・第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において危険から守るためのルール作りを行う。

・インターネットへのアクセスは、トラブルの入り口に立っているという認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出する可能性があることを認識する。

・「着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」「メール・ラインを見たときの表情の変化」などトラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化を見逃さないようにする。

③　必要な場合は、警察等専門機関と連携を図る。

第４章　重大事態への対処

（１）重大事態の定義

①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
（生命心身財産重大事態）
②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（「不登校重大事態）

いじめ防止対策推進法第２８条第１項

①で想定される例

・児童生徒が自殺を企図した場合　　・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合　　・精神性の疾患を発症した場合

②「相当の期間」は年間３０日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査を開始する。

児童等の個々の状況と保護者の要望を十分に把握して重大事態と判断する。

（２）重大事態への対処

学校は、重大事態が発生したときには直ちに流山市教育委員会に一報を入れたうえ、速やかに「いじめの重大事態の認知に係る報告書」を作成する。学校が調査主体となる場合は、教育委員会の指導のもと調査組織を設置し、調査を行う。

また、重大事態の調査が終了していない段階においても、いじめを受けた児童等の被害を最小限に抑えるために最善を尽くす。いじめを受けた児童等の救済を最優先に考え、いじめを行う児童等の行為を止め、関係機関と連携して指導する。

第５章　公表、点検、評価等

（１）公表

いじめ重大事態の調査報告書の公表については、流山市いじめ重大事態に関する調査報告書の公表方針（R7.2.14 施行）に基づき、流山市教育委員会が公表の目的や影響を踏まえて検討する。

（２）点検

「学校いじめ防止基本方針」の実施状況の自己点検を年度毎に行う。

（３）評価

①点検の結果を踏まえて「学校いじめ防止基本方針」の改善に年度毎取り組む。必要に応じて「学校いじめ防止基本方針」の修正を行う。

②いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、児童に寄り添っていかに解決できたかを評価する。

平成２７年４月１日　　策定
令和８年　４月１日　最終改定

いじめ防止等に関する年間計画

目的　　本校よりいじめを減らすために年間計画を定め、計画的、組織的な指導を行っていく。

	学校	保護者・地域・関係機関	いじめ等防止対策委員会 （職員会議、生徒指導部会）
４月	・いじめ防止啓発 強化月間（月） ・１年生を迎える会 心の天気（毎日）	・懇談会 教育相談（随時対応）	・基本方針 ・年間計画
５月	・いじめスローガン提示 ・WEB－QU ・市内陸上大会 ・林間学園（５年）		・定例会
６月	・いじめアンケート ・校外学習（２年） ・第一回研究授業	・情報モラルネット 安全研修会 ・授業参観	・定例会
７月	・インターネット安全教室 （５年） ・校外学習（４年）	・個人面談	・定例会
８月	・教職員へのいじめ防止等 に関する研修		
９月	・スクールロイヤーによる いじめ防止授業		・定例会
１０月	・運動会 ・校外学習（１年） ・修学旅行（６年） ・市内音楽発表会 ・ミニバス大会 ・第二回研究授業		・定例会
１１月	・いじめアンケート ・WEB－QU ・校外学習（３年） ・第三回授業研究	・授業参観 ・懇談会	・定例会
１２月		・個人面談	・定例会
１月	・生活アンケート		・定例会
２月	・６年生を送る会	・授業参観 ・懇談会	・定例会
３月	・ふれあい活動（年３回）		・本年度のまとめ ・来年度の計画

〈いじめ情報を得た場合の対応〉

いじめ情報のキャッチ

・（発見者→）担任→学年主任→教頭→校長
↓
生徒指導主任
※緊急性のある事案に関してはすぐに次項の「緊急対応」に則る。
・被害児童の安全、安心を第一優先に対応する。
・見守る体制を整備する。

正確な実態把握

・当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する。
・加害、被害児童保護者からの情報を得る。
・関係教職員と情報を共有し、正確に実態を把握する。

指導体制、方針の決定

・指導の方針を明確にする。
・対応する教職員の役割分担を図る。
・必要に応じて、教育委員会や関係機関などの外部機関との連携を図る。

児童への指導・支援

・被害児童を保護し、心配や不安を取り除く。
・加害児童に、相手の苦しみや痛みに対して思いを寄せる指導を十分に行う。
その中で、「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる。
・傍観者がいた場合には、傍観者に対しても適切に指導する。
※保護者との連携
・被害児童の保護者に対して、状況説明と今後の具体的な対策を伝える。
・加害児童の保護者にも状況の説明と助言を行う。
・今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

・いじめの解消は「心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が３か月継続している」ということを念頭に置き、継続的に指導や支援を行う。
・再発の可能性が十分にあることを踏まえて、日常的に注意深く観察する。
・定期的に行う会議で児童の状況を報告、共有し、記録する。

＜緊急対応＞

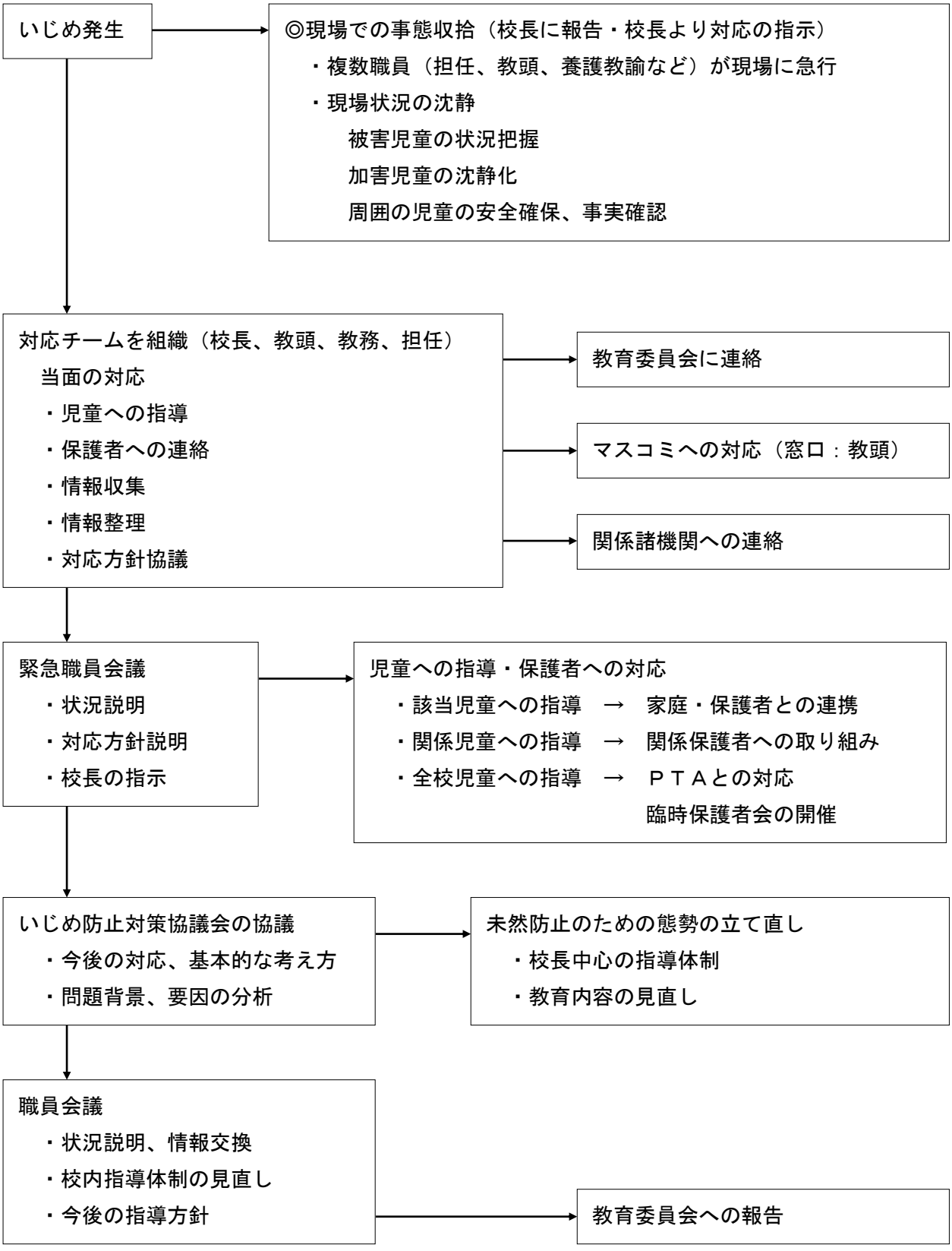
いじめ発生
◎現場での事態収拾（校長に報告・校長より対応の指示）
・複数職員（担任、教頭、養護教諭など）が現場に急行
・現場状況の沈静
被害児童の状況把握
加害児童の沈静化
周囲の児童の安全確保、事実確認
対応チームを組織（校長、教頭、教務、担任）
当面の対応
・児童への指導
・保護者への連絡
・情報収集
・情報整理
・対応方針協議
教育委員会に連絡
マスコミへの対応（窓口：教頭）
関係諸機関への連絡
緊急職員会議
・状況説明
・対応方針説明
・校長の指示
児童への指導・保護者への対応
・該当児童への指導　→　家庭・保護者との連携
・関係児童への指導　→　関係保護者への取り組み
・全校児童への指導　→　ＰＴＡとの対応
臨時保護者会の開催
いじめ防止対策協議会の協議
・今後の対応、基本的な考え方
・問題背景、要因の分析
未然防止のための態勢の立て直し
・校長中心の指導体制
・教育内容の見直し
職員会議
・状況説明、情報交換
・校内指導体制の見直し
・今後の指導方針
教育委員会への報告

〈重大事態への対応〉

◯重大事態

①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

（相当の期間とは、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には迅速に調査に着手する。）

重大事態のいじめ情報のキャッチ

⇩

教育委員会への報告 ⇨ **教育委員会による調査**

⇩

校内の調査組織の設置

教育委員会の指導の下調査委員会を構成する

⇩

被害者・保護者に対する調査方針の説明

・説明事項

① 調査の目的

② 調査主体（組織の構成、人選）

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

④ 調査事項・調査対象

⑤ 調査方法

⑥ 調査結果の提供

（どのような情報をどのような形式で被害者、加害者に提供するか）

⇩

いじめの重大事態の調査

⇩

調査結果を踏まえた対応

①被害児童・保護者への説明

②加害児童への指導、保護者への説明